静岡県告示第202号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月27日から２週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
伊東西伊豆線	賀茂郡西伊豆町大沢里祢宜畑字菅沢603番の３から 賀茂郡西伊豆町大沢里祢宜畑字菅沢572番の１地先まで	平成30年３月27日

＝＝

静岡県告示第203号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月27日から２週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
上青島焼津線	藤枝市下青島字二軒屋1061番の２から 藤枝市上青島字瀬戸32番の３まで	平成30年３月27日